

大分県報

令和八年
号外（四八）
五月十九日

（火曜日）

目次

規則

大分県聴聞規則等の一部改正……………一
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

〇規則

大分県聴聞規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県規則第三十五号

大分県聴聞規則等の一部を改正する規則

（大分県聴聞規則の一部改正）

第一条 大分県聴聞規則（平成六年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公示の方法）

第二条の二 条例第十五条第四項前段（条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第十五条第四項前段に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、通常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該

令和八年五月十九日

大分県報号外（規則）

一

公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第十条第二項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

（退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第二条 退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県規則第三十六号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改め、同表の下請振興事業計画承認グループ事業の項中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改め、「。以下「下請振興法」という。」を削り、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に、「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に、「下請振興事業資金（下請振興法）」を「受託中小企業振興事業資金（受託中小企業振興法）」に改め、同表の総合効率化計画認定グループ事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改め、同表の施設集約化事業の項から設備リース事業の項までの規定中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に、「下請振興事業資金」を「受託中小企業振興事業資金」に改め、同表の企業合同事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三

五パーセント」に改め、同表の集団化事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に、「下請振興事業資金」を「受託中小企業振興事業資金」に改め、同表の集積区域整備事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

別表第五の下請振興事業計画承認グループ事業の項中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請される資金の貸付けから適用し、同日前に申請された資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。